



## 第10回特別弔慰金の請求期限は平成30年4月2日まで

照会 福祉課 ☎0537⑤1121

- 特別弔慰金の趣旨 今日わが国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国としてあらためて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給しています。
- ◆支給対象者 戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない場合に、次の先順位のご遺族1人に支給します。

| 順位 | 支給対象者                                     |
|----|---|
| 1  | 弔慰金の受給権者                                  |
| 2  | 戦没者等の子                                    |
| 3  | ①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(戦没者等と生計関係を有していた人)          |
| 4  | 上記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(戦没者等と生計関係を有していなかった人) |
| 5  | 上記1から4以外の三親等内の親族(戦没者等と1年以上生計関係を有していた人に限る) |

- ◆支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債(平成28年～平成32年分)
  - ◆請求期限 平成30年4月2日(月)まで
  - ◆請求窓口 福祉課 ※御前崎支所での請求はできません。
- ※今回の特別弔慰金は、平成27年4月1日から申請を受け付けており、既に大勢の人が請求済みです。対象となっている人で未請求の場合は早めにお手続きしてください。



## 11月・12月は、税の滞納整理強化月間です

照会 税務課収納推進室 ☎0537⑤1174

### ◆納税は義務です

税金は、教育や福祉、防災、道路・水道の整備など、私たちが安心して健康に暮らせる環境をつくるための重要な財源です。

税金の滞納は、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すこととなり、納期限を守っている人との公平性を欠くことにもなります。

このため11月から12月までの2カ月間を県内一斉の「滞納整理強化月間」として徴収強化に取り組みます。

### ◆税金の納め忘れはありませんか

◆税金を滞納すると  
市では、支払い能力があるのに納付しない悪質な滞納者に対して、財産の差し押さえなどの滞納処分を実施しています。

### ◆延滞金がかかります

税金を納期限内に納めなかった場合、完納するまでの間、年9・0割(平成29年の場合。ただし、納期限後1カ月は2・7割)の延滞金

がかかります。

### ◆財産を差し押さえます

納期限内に税金が完納されなければ、督促状を発送します。それでも納付や連絡がない場合は、催告書を送付し、なお納付などがなければ、預金や給料、不動産などの財産を調査し、差し押さえます。

差し押さえた財産は、取り立てや公売により換価(換金)し、滞納金などに充当します。



### ◆納税相談(税務課窓口)

期限内納付や一括納付が困難な場合は、早めにご相談ください。  
・平日 8時15分～17時  
・毎週火曜日は、20時まで受付